



あなたの逸品を、私たちといっしょに育てましょう。

募

集

要

項

対 象 者

- ①食品製造業(酒類製造業を含む)及び工業製品の生産、製造を行う個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体(任意)であって、壬生町内に店舗又は事業所を有する方。
- ②製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得ている方、または当該届出を済ませている方。

認定の対象となる 製品の条件

- ①みぶブランドの募集テーマに合致した製品であること
- ②事業者が、その責任において生産又は製造、若しくは加工した製品であるもの
- ③飲食料品であれば、材料の全部又は一部に壬生町農産物ブランド「みぶの妖精」や壬生町産の農畜産物を使用しているもの、若しくは、壬生町内で生産又は製造、加工されたもの
- ④食品衛生法等の法的要件を満たしていること
- ⑤継続的に消費者へ供給が可能なもの

申請について

1回の募集につき、1事業者3品目までとします。

応募方法

みぶブランド認定の対象となる場合は、申請書を送付させていただきますので、まずは下記までお電話にてご相談ください。

認定について

みぶブランド推進協議会が審査を実施し、町長が認定します。

認定期間

認定の有効期間は、認定日から3年目の年度末日までとします。ただし認定品及び認定事業者が認定時の条件と合致しなくなった場合等は取り消します。

募集期間

平成27年 7月1日～8月31日まで

ブランド認定 特典

現時点で提示できる
支援策や認定の特典と
なります。

☆町とブランド推進協議会の支援

- ①研修会と相談会を開催します。
- ②認定証を交付します。
- ③みぶブランド認定マークを表示することができます。
- ④みぶブランドパンフレットへの掲載。
- ⑤壬生町の広報誌(おしらせ版、広報みぶ)や町HPへの掲載。
- ⑥町内外イベント等での販売支援又はPR。
(しののめ花まつり・とちまるショッピングイベント・観光キャンペーンなど)
- ⑦みぶブランド認定のぼり旗配布。
- ⑧みらい館などの町施設での認定品の展示、PR。

☆下野農業協同組合の支援

- ①町内産農産物使用の相談対応
- ②販売先の紹介
- ③生産者の紹介
- ④農産物栽培の指導

☆壬生町商工会の支援

- ①販売促進イベントへ参加案内
- ②経営支援

☆壬生町金融団の支援

- ①各種展示・商談会の紹介
- ②各種融資のご案内と相談対応
- ③町HPと各金融機関HPとリンクしたPRが可能

☆株式会社ファーマーズ・フォレストの支援

(ろまんちっく村・とちまるショッピング他の指定管理者)

- ①認定品の試食・販売の機会創出
- ②テストマーケティングの実施
- ③商品リニューアルに対してのアドバイス

審査内容

審査にあたっては、次の項目を総合的に審査します。

No.	審査項目
1	テーマ性
2	壬生町のイメージ アップへの貢献
3	環境への配慮
4	独自性
5	性能・品質
6	信頼性
7	経済性
8	将来性
9	魅力度

お問い合わせ先

壬生町役場 商工観光課商業観光係
(みぶブランド推進協議会事務局)

電話 **0282-81-1844** FAX 0282-82-1107
[Eメール] keizai@town.mibu.tochigi.jp